

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和2年  
5月22日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………
  - 救急病院の認定(医療政策課)……………
  - 土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………
  - 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)……………
  - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………
  - 公告
    - 県管南河内地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………
    - 選管告示
      - 政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受ける政治団体の名称等……………
      - 不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正(二件)……………



### 山口県告示第百七十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	藤井医院
所 在 地	周南市昭和通一丁目一〇
機 関	山口県知事
機 関	村岡 嗣 政
機 関	廃止年月日
機 関	令和二、二、二九

オーエス黄金町薬局 山口市小郡黄金町一四番四号 〃 〃 八  
 クメ・ファーマシー 周南市大字久米二八〇〇の一四 令和元、一二、一  
 フラワー薬局 周南市富田二丁目七番八号 令和二、一、三一

### 山口県告示第百七十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和二年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	防府市車塚町三番二〇号	地 所	防府市車塚町三番二〇号	認定が効力を有する期限	令和五、五、一六
名 称	一般財団法人防府消化器病センター防府胃腸病院	地 所	駅南町一四番三三三三号	認定が効力を有する期限	〃 〃 〃

### 山口県告示第百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称	認可年月日
下関土地改良区	令和二、五、一一

### 山口県告示第百七十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和二年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一区

大島郡周防大島町大字横見字丸ばへ一六〇三の一から同大字字友信南八〇五の四までに沿接する県道大島環状線地先公有水面

2 第二区

大島郡周防大島町大字横見字友信三三六の一に沿接する道路に沿接する県道大島環状線から同大字字平松八五の一に沿接する堤に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一区

次の1の地点と20の地点までを順次結んだ線及び1の地点と20の地点を結ぶ平成二十五年秋分の満潮位(D. L. 十三・四三メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二区

次の21の地点と61の地点までを順次結んだ線及び21の地点と61の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

- 1の地点 大島郡周防大島町大字横見字迎迫の横見四等三角点(北緯三三度五三分一七・〇二四秒東経一三二度一分三九・二一五秒)(以下「基準点」という。)から二六四度二四分四六秒五〇一・一〇メートルの地点
- 2の地点 1の地点から三五一度一分三三秒八・五四メートルの地点
- 3の地点 2の地点から六度四七秒四・七三メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一六度〇九分二秒一六・八〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二七度〇九分〇三秒二六・三四メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三二度五八分四三秒一六・五一メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三二度三六分二四秒二三・五〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二八度二四分四六秒二一・五五メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一七度四四秒一八秒一七・〇一メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一〇度〇一分二六秒一九・一八メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一度五〇分〇三秒一九・一九メートルの地点
- 12の地点 11の地点から三五四度五八分五三秒一二・九五メートルの地点
- 13の地点 12の地点から三五二度一六分一〇秒六・二七メートルの地点
- 14の地点 13の地点から三四七度三四分二七秒一九・四一メートルの地点
- 15の地点 14の地点から三四三度四四分五秒一九・一六メートルの地点
- 16の地点 15の地点から三四二度三七分五秒二〇・七九メートルの地点
- 17の地点 16の地点から三三六度四八分三八秒四・九一メートルの地点

- 18の地点 17の地点から六八度四一分五九秒〇・三〇メートルの地点
- 19の地点 18の地点から三四二度五二分三七秒二・五〇メートルの地点
- 20の地点 19の地点から七二度五一分五七秒四・三〇メートルの地点
- 21の地点 基準点から二九三度五四分四一秒五〇三・六八メートルの地点
- 22の地点 21の地点から二五二度五二分〇八秒四・三〇メートルの地点
- 23の地点 22の地点から三四二度五二分三七秒二・五〇メートルの地点
- 24の地点 23の地点から三四八度三七分〇八秒三・〇〇メートルの地点
- 25の地点 24の地点から三四二度五七分五二秒四・五八メートルの地点
- 26の地点 25の地点から三四三度三四分一〇秒一二・二二メートルの地点
- 27の地点 26の地点から三四三度五九分一〇秒二四・六一メートルの地点
- 28の地点 27の地点から三四五度四七分一〇秒一六・八二メートルの地点
- 29の地点 28の地点から三四七度四一分一秒二〇・一一メートルの地点
- 30の地点 29の地点から三四七度二〇分一六秒五・五四メートルの地点
- 31の地点 30の地点から三二二度四七分〇五秒五・九〇メートルの地点
- 32の地点 31の地点から三四七度四〇分四〇秒八・九九メートルの地点
- 33の地点 32の地点から三四六度三三分一五秒一九・七〇メートルの地点
- 34の地点 33の地点から三三八度三四分五五秒四・七〇メートルの地点
- 35の地点 34の地点から二五四度三八分三二秒一・六二メートルの地点
- 36の地点 35の地点から三四四度〇七分一八秒三・三九メートルの地点
- 37の地点 36の地点から七三度四七分二九秒一・一三メートルの地点
- 38の地点 37の地点から三三四度五六分〇三秒二・六三メートルの地点
- 39の地点 38の地点から三三四度二七分三三秒八・八六メートルの地点
- 40の地点 39の地点から三三九度二四分三七秒一一・九四メートルの地点
- 41の地点 40の地点から三四三度四六分五七秒七・二九メートルの地点
- 42の地点 41の地点から三四七度一〇分二五秒二〇・一四メートルの地点
- 43の地点 42の地点から三三四度三一分〇六秒一二・四二メートルの地点
- 44の地点 43の地点から三三三度三四分〇二秒七・五五メートルの地点
- 45の地点 44の地点から三三三度三六分四二秒二〇・〇〇メートルの地点
- 46の地点 45の地点から三三三度三四分四七秒二〇・〇〇メートルの地点
- 47の地点 46の地点から三三三度三六分二二秒二二・一五メートルの地点
- 48の地点 47の地点から三三三度一〇分〇七秒一七・六〇メートルの地点
- 49の地点 48の地点から三三〇度〇六分〇三秒二一・九八メートルの地点
- 50の地点 49の地点から三二四度二四分一秒一七・二一メートルの地点
- 51の地点 50の地点から三一九度四二分三八秒一一・三六メートルの地点

- 52の地点 51の地点から三二六度三四分五〇秒八・二〇メートルの地点
- 53の地点 52の地点から三二三度二八分二四秒一九・七二メートルの地点
- 54の地点 53の地点から三二一度三六分四六秒一一・六六メートルの地点
- 55の地点 54の地点から三二一度三三分五〇秒八・二八メートルの地点
- 56の地点 55の地点から三二二度四二分〇一秒二〇・二五メートルの地点
- 57の地点 56の地点から三二五度三八分四七秒一二・四七メートルの地点
- 58の地点 57の地点から三二八度〇一分五一秒五・四三メートルの地点
- 59の地点 58の地点から三二〇度三九分二六秒二二・八一メートルの地点
- 60の地点 59の地点から三二八度二九分三八秒一八・三一メートルの地点
- 61の地点 60の地点から三二五度二九分四五秒一二・九一メートルの地点

(三) 面積

- 1 第一区
  - 一、九一四・七〇平方メートル
- 2 第二区
  - 二、三二八・八七平方メートル

二 免許の年月日及び番号  
平成二十七年一月三十日 指令平二六港湾第四六一号

三 関係図書を閲覧できる市町  
周防大島町  
認可を受けた者  
山口市滝町一番一号  
山口県

四 山口県知事 村岡 嗣政

五 認可の年月日  
令和二年五月十一日

山口県告示第百七十九号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一の表中  
「下関市職員互助  
会長 今井弘」を  
「下関市職員互助  
会長 植田恵  
理子」に改める。



(二一八) 県営南河内地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営南河内地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営南河内地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年五月二十五日から同年六月十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



山口県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、令和二年四月一日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年五月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地

牛見航後援会	牛見 航	牛見 菜緒	防府市真尾/25の8
内富まもる後援会	藤村 昭二	安永 隼男	下松市新川2丁目5番/号
小池太一後援会	小池 隆子	石橋 智	萩市呉服町2丁目6番/号
自由福祉党	佐々木信夫	佐々木登美子	下関市武久町2丁目5番/3号
松陰至誠塾	木村 泰啓	木村 泰啓	萩市細工町75の11
田中義一後援会	高嶋 雄一	田中 和子	下関市玉司本町3丁目/番26号
西村生則後援会	西村 生則	西村 生則	萩市紫福2949

山口県選挙管理委員会告示第三十五号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十七年山口県選挙管理委員会告示第七十号)の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

「下関市豊田町大字荒木五一の二」を「下関市豊田町大字荒木一〇〇五一の二」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第三十六号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成二十六年山口県選挙管理委員会告示第六十六号)の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

「〳 豊田町大字荒木五一の二」を「〳 豊田町大字荒木一〇〇五一の二」に改める。

令和二年五月二十二日印刷  
令和二年五月二十二日発行

発行人 山口県知事